

松田町宿泊施設支援事業（概要）

1. 趣旨

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的に苦慮している宿泊事業者を支援するとともに、町内の観光消費を促進するため、町内の宿泊利用の値引きと観光施設や飲食店で使用できるクーポンの発行及び換金を行う「松田町宿泊施設支援事業」を実施します。

町内の宿泊施設にお泊りの方に対し…	
宿泊料金の値引き 1泊あたり 3,000円/人	観光クーポンの発行 1泊あたり 2,000円分/人
※宿泊料金の値引き額・観光クーポンを使用した値引き額を町で支援します。	

2. 交付対象及び要件

支援の種別	対象者	交付要件
① 宿泊支援金の交付	町内に所在する旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅であって、本事業において宿泊料金の値引きを行う者。	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業の対象施設としてあらかじめ町から認定を受けた施設であること。 ● 町税等を滞納していないこと。 ● 政治団体でないこと。 ● 宗教上の組織又は団体でないこと。 ● 個人にあっては、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
② 観光クーポンの換金	町内に所在し、主に観光客に対して商品やサービスを提供する店舗及び食品衛生法（昭和22年法律第233号第52条）の規定による飲食店営業の許可を受けた事業者の店舗であって、本事業において、観光クーポンによる値引きを行う者。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人にあっては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者及び役員が暴力団員でないこと。 ● 業種ごとに作成されたガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じること。 ● 令和3年12月1日以前から当該事業を営む者であること。

3. 宿泊支援金の対象期間及び額

令和4年1月7日のチェックインから令和4年2月28日のチェックアウトまでの宿泊が対象となります。

宿泊支援金の額は、宿泊施設が宿泊料金の値引きを行った額で、1泊につき一人あたり3,000円とします。(ただし、1泊の宿泊料金が一人あたり3,000円に満たない宿泊については、本事業の支援の対象外となります。)

4. 観光クーポン

本事業で発行する「観光クーポン」は、1泊一人あたり2,000円分とし、宿泊客に対する配付は、宿泊施設からチェックイン時に行っていただきます。

観光クーポンの利用期限は、令和4年2月28日までとし、町に対する換金申請は、令和4年3月4日が最終日となります。(具体的な換金方法及び日程については、各施設に周知する際に、併せてご案内します。)

5. 認定申請

本事業への参加にあたり必要となる各施設の認定申請については、令和3年12月10日(金)から受付を開始いたします。